

運行内容 比較表

	現 行 ※道路運送法第21条に基づく許可 (一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送許可)	本格運行移行時(令和9年4月1日～:予定) ※道路運送法第4条に基づく許可 (一般旅客自動車運送事業の乗合旅客運送許可)
運行目的	高齢者、障がい者、妊産婦その他既存の公共交通等では対応が困難で移動手段の確保が必要な者(以下「高齢者等」という。)に対して、外出機会の創出による閉じこもりの防止、介護予防、認知症予防、健康増進、生きがいづくりや日常生活の支援を目的とする。	変更なし
運行方式	区域運行、デマンド型乗合交通	変更なし
運行区域	海老名市内・綾瀬市内 利用者自宅または自宅付近⇄共通乗降ポイント、共通乗降ポイント⇄共通乗降ポイント	変更なし
運行日 運行時間	月曜日～土曜日:午前8時～午後4時30分(乗車可能時間) ※ 日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は運行なし	変更なし
利用対象者	市内在住の自ら車両に乗降することができる方、かつ、ご自宅に自家用車がない方又は自家用車はあるが自由に使用することができない等運転をしない(できない)方で、次のいずれかに該当する方 (1) 満65歳以上の方で、アからエのいずれかに該当する方 ア 要介護認定を受けている方 イ 要支援認定を受けている方 ウ 海老名市介護予防・生活支援サービス事業利用対象者 エ 市が別に定める判定基準に該当する方 (2) 障がい者手帳又は特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方 (3) 母子健康手帳の交付を受けている妊婦又は未就学児連れの親 ※ 未就学児連れの親について、未就学児は2人まで同乗可能	【変更点】 妊婦及び未就学児連れの親について、 小人(小学生以下の子供)3人まで同乗可能 ※ 未就学児連れの親は、未就学児1人(必須)+小人2人の 計3人まで同乗可能 その他変更なし
付 添 人	上記利用対象者の(1)及び(2)の方は、付添人1人まで乗車可能 ※ 妊婦及び未就学児連れの親は、付添人の同乗不可	変更なし
運賃	【利用者登録者】1人につき1乗車500円 ※ 一緒に予約した利用登録者同士2人が乗車する場合は、2人で1乗車500円 (※条件あり) ※ 未就学児連れの親と同乗する未就学児は、2人まで無料 【付添人】1乗車500円 ※ 運賃減額の適用を受けた方の付添人も1乗車500円	【変更点】 妊婦及び未就学児連れの親と同乗する小人は運賃無料 その他変更なし
運賃減額	【対象者】世帯全員の住民税が非課税(住民税非課税世帯)で、次のいずれかに該当する方 (1) 満65歳から満74歳までの方で、要介護又は要支援の認定を受けている方 (2) 満75歳以上の方 【減額適用後の運賃】1人につき1乗車300円 ※ 運賃減額の適用を受けた方が、一緒に予約した利用登録者と乗車する場合は、2人で1乗車300円(※条件あり)	変更なし
運行車両	タクシー車両及びワゴン車両 平日6台運行(うち2台は8時～12時半の半日運行)、土曜日2台運行	変更なし
乗車可能人員	運行車両の乗車定員による	変更なし
予約受付日	利用希望日の1か月前～利用希望時間の30分前	変更なし
予約受付時間	午前8時から午後4時まで	変更なし
予約方法	電話、WEB ※2人以上で乗車する場合は、電話のみ	変更なし
支払方法	現金、電子決済(各種クレジットカード、交通系ICカード)	変更なし

*条件:①利用者(運賃減額の適用を受けた方を含む。以下同じ。)が予約時に2人分を予約すること(電話予約のみ) ②2人とも利用登録済であること
③2人とも乗降場所・時間が同じであること ④乗車場所か降車場所のどちらかが利用者の自宅付近(登録場所)であること